

第21回「労働保護法 ③労働条件 A：賃金・福利厚生」

2022.06.17. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉変更解約告知の是非←変更解約告知とは何か、なぜ問題なるのか、説明すること  
〈法〉労働契約法16条、解雇規制法理←判例法理(スカンジナビア航空は判例でない)  
〈諸説〉賛成説・条件付賛成説・反対説

2.Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①従来に比してより容易に解雇を認める方向に作用することは確かであろう。
- ②現在の解雇権濫用法理の枠組をはみ出したり、制限の程度を緩和したりするものであってはならない。

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①労基法24条に定める賃金支払い方法の規制の中で、例外規定のない原則は何か。
- ②金子教授は、合意相殺について、判例はどのように解する傾向があると述べているか。

**本日の課題**：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

**\*賃金法制**

- 1)「賃金」か「恩恵」か：判断基準=制度化されているか否か
- 2)「賃金」とされるとどうなるか：賃金支払いの原則の適用(24条)、休業手当(26条)、最低賃金  
不利益変更には高度の必要性 e.g.チェース・マンハッタン事件判決

**\*賃金請求権の放棄**

関連判例：シンガー・ソーイング・メシーン事件・最二小判昭和48.1.19(放棄)  
日新製鋼事件・最二小判平成2.11.26(合意相殺)

[参考文献]

佐藤敬二「福利厚生施策と受給権保護の課題」『講座21世紀の労働法 第7巻』(2000年、有斐閣)263頁  
佐藤敬二「福利厚生受給権保護の検討に向けて」立命館法学272号(2000年)423頁

[自己点検]

- 1)Reading Assignment に関する設問への解答
- 2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解
- 3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[課題提出者数] 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20 7/22  
125 129 129 123 129 125

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働保護法 ③労働条件 B：労働時間」

講義テーマ：残業を拒否することはできないのだろうか

教科書の該当部分：第9章「労働時間・休憩・休日」論点に直接関連するのは、226頁～227頁

Reading Assignment：紺屋博昭「働き方改革における労働時間規制」

日本労働法学会誌132号(2019年)239頁以下